

食の安全に関する検査機器及び食品衛生関係DVDの貸出要項

(目的)

- 1 学校及び学校給食調理場における衛生管理を支援するため、公益財団法人鹿児島県学校給食会（以下「学校給食会」という。）が保有する食の安全に関する検査機器及び食品衛生関係DVD（以下「検査機器及びDVD」という。）の貸出に関して、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

- 2 貸出対象者は、学校給食関係者とする。ただし、貸出の検査機器及びDVDの数に限りがあるので、原則として借用書の受付順とする。

(提出書類)

- 3 検査機器及びDVDの貸出を希望する者は、別紙貸出資料を参照の上、学校給食会に対して事前に別添の借用書を提出するものとする。

(貸出料)

- 4 貸出料は原則として無料とする。

(搬送料)

- 5 借用者の都合で学校給食会配送便以外で搬送する場合、搬送料は借用者負担とする。
学校給食会配送便で搬送する場合、学校給食用物資が満載のため配送便で搬送できないことが生じたときは、借用者と協議の上、搬送方法を決定する。
なお、離島における往路の搬送料は学校給食会の負担とし、復路の搬送料は借用者負担とする。

(貸出期間)

- 6 貸出期間は2週間以内とする。ただし、特別な事情があるときは、期間延長について学校給食会と協議の上、決定する。

(貸出対象資料)

- 7 貸出の対象となる検査機器及びDVDは、別紙のとおりとする。

(管理責任者)

- 8 借用者は、当該検査機器及びDVDに関して責任を持って管理し、返却期日を厳守するものとする。

(賠償責任)

- 9 借用者が当該検査機器及びDVDを汚損、破損又は亡失させた場合は、当該する修理代又は製品代金について、借用者の負担とする場合もある。

(提出書類の内容変更等)

- 10 借用書の内容に変更を生じた場合は、速やかに学校給食会に連絡の上、指示に従うものとする。
また、この要項の事項以外のことについては、学校給食会と協議の上、決定する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。